許 可 事 務 の 流 れ

※申請者の手続き等※

井戸設置(変更)許可申請の提出 ― 申請書の取り下げ (井戸設置(変更)許可申請書)

工事着工の2カ月前までに提出

事前審査 (許可基準に該当する場合のみ受理)

野々市市地下水採取規制審議会へ諮問
(野々市市地下水採取の規制に関する条例第3条)

市長(審議会より答申)

許 可 / 不 許 可

工 事 着 工 届 (井戸設置工事着手届)

工 事 ― 中間検査 (井戸設置工事中間検査願)

・井戸の口径・深度等

工事完成 ― 完成検査 (井戸設置工事完成届)

・工事写真・柱状図(ストレーナの位置)の提出

・揚水設備・配管等の確認

合格 / 不合格 ― 手直工事 ― 再検査 ― 合 格